

2019年9月21日

会員各位

ホットヨガスタジオ美温三鷹
店舗マネージャー 武藤 響子

消費増税に関する対応につきまして

会員の皆様におかれましては、ホットヨガスタジオ美温三鷹店をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

このたび、2019年10月1日より軽減税率制度を含む消費増税が実施となります。

会員の皆様の会費等はもちろんのこと、館内の販売品等、国税庁の通達等に則り適切に税率を変更させていただきます。

なお、軽減税率制度の適用につきましては、フロントにて販売しております飲食物をご購入の際、館内の休憩用椅子・テーブル等でお召し上がりになる際はフロントスタッフへその旨お伝えください。その際は税率10%を適用させていただきます。ご申告のない場合は税率8%にて料金を頂戴させていただきます。

消費増税対応の件、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点ございます場合には、スタッフまでお問合せいただきますようお願いいたします。